# 下野市景観条例の概要

I 条例施行までのスケジュール (予定)

令和3年12月~令和4年1月 パブリックコメント

令和4年2月 市議会に上程

令和4年7月1日 施行予定

### ※パブリックコメント

①景観計画、②景観条例、③緑の基本計画、④立地適正化計画、⑤都市交通マスタープランの5項目同時にパブリックコメントを実施予定

### Ⅱ 下野市景観条例(未定稿)のあらまし

- 1. 制定の目的
  - ・本市の景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、豊かな自然 や先人が築いた歴史・文化を守り活かすとともに、暮らしの場としての 魅力的で誇りを持てるまちづくりに資することを目的とする。
- 2. 市・市民・事業者の責務
- (1) 市の責務
  - ・良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
  - ・良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずる。
  - ・公共施設整備の際は、良好な景観形成に先導的な役割を果たす。
- (2) 市民の責務
  - ・自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、本市の良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努める。
  - ・市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力する。
- (3) 事業者の責務
  - ・事業活動において、良好な景観形成に自ら努める。
  - ・市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力する。
- 3. 景観審議会
  - ・景観審議会は、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議する。
- 4. 景観計画の変更
  - ・市は、景観計画を変更するときは、下野市景観審議会の意見を聴く必要 がある。

### 5. 景観形成重点区域の指定

- ・市は、次のいずれかの地区で、重点的に景観形成を推進する必要がある と認められる地区を景観形成重点区域として指定することができる。指 定する場合は告示する。
  - (1) 特徴ある景観や地域のシンボルとなっている景観を有する地域
  - (2) 新たな魅力ある景観の創出を目指す地域
  - (3) 地域住民の発意により、継続的に景観形成を進める地域
- ・市は、重点区域内の景観形成目標、制限行為とその基準等を定めることができる。
- ・市は、重点区域を指定するときは、あらかじめ地区の住民・事業者の意見を聴いた上で、審議会の意見を聴く必要がある。
- 6. 届出対象行為の景観計画への適合
  - ・届出対象行為をしようとする者は、当該行為が景観計画の内容に適合するよう努めなければならない。
- 7. 事前協議の対象となる規模
  - 事前協議を要する規模を景観計画に基づき規定するが、規定規模以外でも、周辺景観に与える影響が大きいと認められる行為も対象とする。
  - ・市は、景観形成基準に適合しないと認める場合は、協議相手方に対し、 設計の変更その他の必要な措置をとるよう助言・指導することができる。
- 8. 助言・指導・勧告
  - ・市は、届出行為が景観形成基準に適合しないと認める場合は、助言・指導することができる。届出者が助言・指導への措置をとらない、措置したが景観形成基準に適合しなかったときは、勧告をすることができる。
  - ・市は、勧告するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

#### 9. 公表

・市は、勧告をされた者が、正当な理由なく従わなかったときは、公表することができる。ただし、弁明その他意見陳述の機会を設けるとともに、 あらかじめ審議会の意見を聴く必要がある。

個人:氏名、住所、勧告内容

法人その他の団体:名称、主たる事務所の所在地、勧告内容

- 10. 特定届出対象行為での変更命令等
  - ・市は、景観形成基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、適合させるため必要な限度で設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。
  - ・市は、違反者に、相当の期限を定めて、景観形成基準に適合させるため 必要な限度で、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合 には、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
  - ・市は、命令をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くこと

ができる。

# 11. 景観重要建造物・樹木

・市は、景観重要建造物・樹木を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。指定したときは告示する。

# 12. 管理協定の締結等

・市は、景観重要建造物・樹木の適切な管理のため管理協定を締結すると きは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

# 13. 景観まちづくり団体

・市は、景観形成の推進を目的として活動する団体を「景観まちづくり団体」として認定することができる。

# 14. 支援

- ・市は、次の方に、技術的助言、助成その他必要な支援を予算の範囲内に おいて行うことができる。
  - (1) 景観まちづくり団体
  - (2) 景観重要建造物・樹木の所有者
  - (3) 景観形成の推進に努める者